

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、令和三年十月三十一日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算に關して当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和三年九月二十七日

北海道斜里郡斜里町本町三六番地一

しれとこ斜里農業協同組合

代表理事組合長 平田隆雄